

# 今月のトピックス

令和6年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811  
URL: <http://slmo.co.jp/>

※二次元コードで弊社 HP へアクセスできます ⇒



【 今月の担当:佐藤 】

## 【マイナ保険証への移行にあたって～令和6年12月2日以降の対応～】

これまでもお伝えしておりますように、令和6年12月2日より従来の健康保険証が交付されなくなります。今回は現行の健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書それぞれの取扱いについて改めてお知らせいたします。(健保組合では日程や資格確認書の色など異なる部分があります。)

### 《現行の健康保険証》

- ・ **令和7年12月1日**までは今まで通り使用できます。(その後は使用できません。)
- ・ 健康保険証の発行には11月29日までに年金事務所での審査が完了している必要があります。(手続きの内容によって前後しますが、概ね11月25日当たりのお手続までが該当します。)
- ・ 社会保険喪失日が**令和7年12月1日**(11月末退職)までは健康保険証の返却が必要です。(その後はご自身での破棄で問題ありません。)

### 《資格情報のお知らせ》(紙製のカード)

- ・ カードリーダーを設置していない医療機関等での受診時やカードリーダーの不具合が生じた場合にマイナ保険証と一緒に提示が求められます。(マイナ保険証を使用されている方も必要になるケースがあります。)
- ・ 現時点で資格情報のお知らせが届いていない方は令和7年1月以降に、12月以降に取得される方については年金事務所でのお手続が完了し次第、順次送付されます。

### 《資格確認書(黄色のプラスチック製)》※返却義務あり

- ・ 令和6年12月以降に取得される方…取得届に新たに資格確認書発行希望有無欄の増設予定の為、**確認必須項目になります。**
- ・ 社会保険取得済の方…マイナンバーの紐づけがない方には令和7年9月以降に順次送付されます。(マイナ保険証で受診をしたことがなくても紐づけがされている方は対象になりません。)
- ・ 令和6年12月以降に健康保険証を紛失した場合、希望される方には資格確認書の発行依頼を行いますのでご連絡ください。

## 【協会けんぽ・被扶養者状況リストについて】

協会けんぽより、令和6年10月7日から11月7日にかけて、「被扶養者状況リスト」が郵送されます。就職などにより勤務先で健康保険に加入した方が、被扶養者のまま(二重加入)となっていないかを確認するためのもので、**令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者の方が確認の対象**となります。

- ・ 被保険者と別居している被扶養者の方は『**仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類**』
  - ・ 海外に在住している被扶養者の方は『**海外特例要件に該当していることが確認できる書類**』
- 等の添付書類が必要になりますので、詳しくは同封されているリーフレット等ご参照いただきご確認をお願いいたします。

なお、提出期限は**令和6年11月29日**となっておりますので、確認が完了次第協会けんぽへご提出をお願いいたします。(※弊社でも扶養者について確認作業を行いますので、確認が終わりましたら控えを弊社宛メール等にてご送付をお願いいたします。)

**※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。**